

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 12 ①法令上の根拠	番号法別表第2の42の項	番号法別表の69の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 13	厚生労働大臣又は共済組合等	地方公務員共済組合	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 13 ①法令上の根拠	番号法別表第2の46の項	番号法別表の83の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 13 ②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省で定めるもの	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 13 ③提供先に関する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 14	地方公務員共済組合	市町村長	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 14 ①法令上の根拠	番号法別表第2の58の項	番号法別表の87の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 14 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 15	市町村長	後期高齢者医療広域連合	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 15 ①法令上の根拠	番号法別表第2の62の項	番号法別表の115の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 15 ②提供先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 16	後期高齢者医療広域連合	都道府県知事等	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 16 ①法令上の根拠	番号法別表第2の80の項	番号法別表の125の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 16 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 17	都道府県知事等	市町村長	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 17 ①法令上の根拠	番号法別表第2の87の項	番号法別表の131の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 17 ②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 18	厚生労働大臣	独立行政法人日本学生支援機構	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 18 ①法令上の根拠	番号法別表第2の88の項	番号法別表の141の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 18 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 18 ③提供先に関する情報	医療保険給付関係情報	国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 19	市町村長	都道府県知事	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 19 ①法令上の根拠	番号法別表第2の93の項	番号法別表の158の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 19 ②提供先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 20	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 20 ①法令上の根拠	番号法別表第2の106の項	番号法別表の161の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 20 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与に関する事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月6日付け社発第382号厚生省社会局長通知。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 20 ③提供先に関する情報	国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報	医療保険給付関係情報	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 21	(追加)	都道府県知事	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正

令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 21 ①法令上の根拠	(追加)	番号法別表の164の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 21 ②提供先における用途	(追加)	特定感染症検査等事業について(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 21 ③提供する情報	(追加)	国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 21 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 21 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	2. ③対象となる本人の範囲と同上	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 21 ⑥提供方法	(追加)	情報提供ネットワークシステム	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 21 ⑦時期・頻度	(追加)	照会が必要となる都度	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 22	(追加)	都道府県知事	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 22 ①法令上の根拠	(追加)	番号法別表の165の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 22 ②提供先における用途	(追加)	感染症対策特別促進事業について(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 22 ③提供する情報	(追加)	国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 22 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 22 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	2. ③対象となる本人の範囲と同上	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 22 ⑥提供方法	(追加)	情報提供ネットワークシステム	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 22 ⑦時期・頻度	(追加)	照会が必要となる都度	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 23	(追加)	都道府県知事	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 23 ①法令上の根拠	(追加)	番号法別表の166の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 23 ②提供先における用途	(追加)	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 23 ③提供する情報	(追加)	国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 23 ④提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 23 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	(追加)	2. ③対象となる本人の範囲と同上	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 23 ⑥提供方法	(追加)	情報提供ネットワークシステム	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 23 ⑦時期・頻度	(追加)	照会が必要となる都度	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 24	(追加)	都道府県知事	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 24 ①法令上の根拠	(追加)	番号法別表の173の項	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 24 ②提供先における用途	(追加)	特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	Ⅱ 5 提供先 24 ③提供する情報	(追加)	医療保険給付関係情報	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正

令和6年9月30日	II 5 提供先 24 ④提供する情報の対象となる 本人の数	(追加)	10万人以上100万人未満	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	II 5 提供先 24 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	(追加)	2. ③対象となる本人の範囲と同上	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	II 5 提供先 24 ⑥提供方法	(追加)	情報提供ネットワークシステム	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正
令和6年9月30日	II 5 提供先 24 ⑦時期・頻度	(追加)	照会が必要となる都度	事後	法令改正に伴う根拠条文等の修正